

●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◇国際的焦点としての女子教育
～教育についての権利に関する特別報告者の最新報告書より～
平野裕二 (子どもの人権連代表委員) 1
- ◇シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」
／NPOこども福祉研究所
第4回「生活保護世帯等の子どもの高校就学保障」
宮武正明 (こども福祉研究所・松山東雲女子大学) 5
- ★DOCUMENT (No.81) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 12
- ◇子どもの人権連 第21回総会 24

◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだままだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

国際的焦点としての女子教育 ～教育についての権利に関する特別報告者の 最新報告書より～

平野裕二（子ども的人権連代表委員）

教育についての権利に関する特別報告者

旧・国連人権委員会は、さまざまなテーマに関する「特別報告者」を置いて、各分野における人権状況の監視・改善に努めてきた。「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィー」や「女性に対する暴力、その原因および結果」に関する特別報告者の活動は、日本でも比較的良好に知られているところである。最近では、「人種主義、人種主義、外国人嫌悪および関連の不寛容」に関する特別報告者、ドゥドゥ・ディエン氏が2005年に日本を訪問し、詳細な報告書を公にした（報告書の日本語訳ほか関連の資料は反差別国際運動=IMADR=のウェブサイト<http://www.imadr.org/japan/>参照）。

各特別報告者は、人権委員会から委ねられた管轄事項について世界中から情報を集め、現状の分析および各国政府・国際機関等がとるべき措置についての勧告を盛りこんだ報告書を毎年、人権委員会に提出する。当該国政府の同意が得られれば各国を訪問し、さらに具体的な分析と勧告を行なう場合もある。

国連人権委員会は2006年3月に廃止され、新たに国連人権理事会が設置された。これにともない、特別報告者制度のあり方は今後大きく変わることも予想される。ただし、6月の第1回理事会では特別報告者制度の見直しが終了しなかったため、特別報告者全員の任期が暫定的に1年間延長された。いずれにしても、人権に

関わる重要なテーマについて何らかの特別手続を置く慣行は続けられると思われる。

「教育についての権利」に関する特別報告者は、教育についての権利（世界人権宣言26条、社会権規約13条、子どもの権利条約28・29条など）の漸進的実現を監視・促進するため、1998年に任命された。最初の6年間はカタリーナ・トマチェフスキー氏（クロアチア）がその任に当たり、2004年以降はベルノール・ムーニョス・ビジャロボス氏（コスタリカ）が任務を引き継いでいる。1998年から2006年2月までに、英国（イングランド・北アイルランド）、米国、ドイツなどの先進国を含め、のべ10回の各国訪問を行ってきた。このほか、教育についての権利の侵害に関する苦情申立てを受理し、政府への照会等を行なう権限も有している。

教育についての女子の権利

ビジャロボス特別報告者は、国連人権委員会第62会期に提出した2006年の年次報告書において、「教育についての女子の権利」の問題をとくに取り上げた（以下、「パラ〇」は報告書のパラグラフ番号）。

この問題は、いまや国際的な最重要課題のひとつである。国際社会が2015年までに達成することを誓った8つのミレニアム開発目標（MDG）のうち、2つはこの点に直接関わっている。

・目標2：初等教育の完全普及の達成——男女

のすべての子どもが初等教育課程を完全に修了できるようにする

・目標3：男女平等の促進と女性のエンパワメント——初等・中等教育における男女格差をできれば2005年までに、またあらゆる段階での男女格差を2015年までに、解消する
また、極度の貧困と飢餓の根絶（目標1）、乳幼児死亡率の削減（目標4）、妊産婦の健康の向上（目標5）、HIV/AIDS、マラリアその他の疾病との闘い（目標6）、環境の持続可能性の確保（目標7）といった他のさまざまな目標を達成するうえでも、女子教育の向上は欠かせない。ユニセフ（国連児童基金）も、『世界子供白書』2004年版で「女子・教育・開発」をテーマに取り上げ、国際社会の行動を促している。

2005年は、MDG達成に向けた進展状況を包括的に振り返る最初の年であり、初等・中等教育における男女格差を解消するいちおうの期限（目標3）でもあった。特別報告者が今年の報告書で「教育についての女子の権利」に焦点を当てたのは、このような背景があったからでもある。

しかし、2005年までに目標3を達成できなかった国は、情報が入手可能な149か国のうち94か国にのぼった。そのうち86か国は、現状では2015年になっても目標3を達成できないと見られている。76か国は初等教育における男女平等さえ達成できていない（パラ58～59）。世界は「平等なアクセスから完全な平等へ」（第3章B節の見出し）向かわなければならない時期にあるが、現状はまさに「ジェンダーの平等への長い道のり」（第3章の見出し）である。

報告書は女子教育を阻害する要因としてさまざまなものを挙げているが、それらの根底には、家父長制を基盤とする女子・女性差別があるとの認識を示している。家父長制とは「個々

人の関係を不平等の関係として定義する社会的文脈」であり（パラ16）、「この非対称性の基盤として、家父長制は女性に対する男性の優位を押しつける」（パラ17）。家父長制は、「女性を男性に従属させることに焦点を当てた自律的な抑圧構造ではなく、性（セックス）、人種、ジェンダー、民族的出身および社会的背景から派生する抑圧的諸要因が未分化にまとまったもの」にほかならない（パラ20）。「この非対称性システムと手を切るためには、男女が平等な立場で共生することを奨励することを目的とした、社会および文化の完全なオーバーホールが求められる」（パラ21）。

したがって、「教育についての女子の権利は、ジェンダーに関わる諸問題と切り離しては対応することはできない。そしてこれらの諸問題は、もちろん、女性の権利に影響を及ぼすのみならず、新しい形の男らしさを構想する必要性を課すものでもある。それは、より感受性が高く、責任感が強く、平等・正義・連帯に対して積極的な姿勢をとる男らしさである」（パラ3）。

そのためには、就学率・進学率といった教育へのアクセスだけではなく、教育の内容・質を問うことが必要になる。報告書も、「教育政策と教室の現実」という章（第5章）を設け、次のように述べているところである。

「女子の通学に関わる諸問題は教育の内容と無関係ではない。それどころか、ジェンダーによるステレオタイプ化、女子の情緒面での安全に対する脅威、そしてジェンダーに関わる諸問題に対して鈍感なカリキュラムは、教育についての権利の実現を直接に妨げるのである」（パラ98）

「また、ジェンダーの平等に関わる進展も教育の質と切り離すことができない。女子教育が社会正義および民主主義の促進と根本的に結び

ついていることを顧慮すれば、なおさらである」
(パラ99)

「教育についての権利は集団的責任を要求するものであり、そこには各人の特質を尊重しなければならないことが含意されている。それは多様性の実習にほかならない。学習過程は、他者（男女双方）の認知と尊重を、したがって合意の可能性、意見の相違の受け入れ、そして平和的共存に向けた敬意のある対話を、前提とするものだからである」(パラ101)

性差にとらわれない教育を進めようとする「ジェンダーフリー」の実践どころか、「ジェンダー」という言葉さえ排斥しようとする最近の日本の動向が、このような国際的認識とかけ離れていることは言うまでもない。パラ101にいう「多様性」の精神についても同様のことが指摘できる。

4つの側面からの勧告

報告書は最後に、「21世紀の教育においては、平等主義的市民共同体形成の筋道の人権が示すことのできるよう、女子、女性および被差別集団を従属的地位に置いてきた家父長制的態度への新しい対応を見出さなければならない」(パラ121)として、(a) 利用可能性、(b) アクセス可能性、(c) 受け入れ可能性、(d) 適合可能性という4つの観点から一連の勧告を行なっている。その勧告の概要は次のとおりである。

(a) 利用可能性 (パラ128～134)

- ・教育予算を少なくとも国内総生産の6%まで引き上げること
- ・学校インフラを整備すること
- ・開発途上国への経済的援助を増額すること
- ・女性教員の採用を促進すること
- ・思春期の女子に対して生理用品・衛生設備の

利用を保障すること

- ・妊娠・出産した女子に対して学校教育を保障するための効果的プログラムを実施すること（給食・保育の可能性を検討することも含む）
- ・教員養成機関・現職者研修においてジェンダーの視点が盛りこまれるように特別な奨励策を提供すること

(b) アクセス可能性 (パラ135～141)

- ・人権に関する量的・質的指標を開発・適用すること
- ・障害や学習上の困難のある女子のインクルージョンを確保する教育政策および教育実践を確立すること
- ・紛争その他の緊急事態で避難を余儀なくされた女子に対し、特別な教育機会を提供すること
- ・男女同一の入学・就学基準を確保するために法律上・行政上の措置をとること
- ・「学級活動におけるジェンダーのステレオタイプ化を分析し、かつ教科書、教材およびその他のあらゆる学校活動におけるそのようなステレオタイプ化と闘うための教育演習を、子どもおよび思春期の男女とともに行なうこと」
- ・あらゆる被差別集団の女子の就学・継続的在学を妨げる障壁を取り除くこと
- ・働いている女子に対して教育についての権利を保障すること

(c) 受け入れ可能性 (パラ142～147)

- ・「人権教育のための世界プログラム」の第1段階（初等・中等教育制度における人権教育）にしたがって必要な措置をとり、人権の学習および実生活における人権の適用を基盤とした質の高い教育を行なうこと

- ・教育機関における女子の平等な取扱いを妨げる習慣、伝統その他の社会文化的要因を特定するための地域委員会を設けること
- ・女子・女性の権利の尊重を促進し、かつ配慮と責任のある男性のセックスを促進するようなセクシュアリティ教育を行なうこと
- ・「教科書に存在するステレオタイプを根絶し、それに代わる表現を勧告するための、男女の専門家からなる特別委員会を設置すること」
- ・「教育制度において女子を差別するいかなる慣行も認められない旨の、明確かつ厳格な通達を行なうこと」
- ・「具体的な学級活動における人権の実施水準を評価するための調査を実施し、得られた結果にもとづいて適切な是正措置をとること」

(d) 適合可能性 (パラ148～152)

- ・「女子が自分たち自身の知識および経験にもとづく解決策を提案できるよう、自らの教育的・社会的・文化的ニーズの特定に関して女子が積極的な役割を果たすことを確保するための具体的な実験、プロジェクトおよびプログラムを実施すること」
- ・多文化教育を発展させるための教育政策および具体的計画を確立すること
- ・女子の遊び・スポーツ・レクリエーションのための十分な物理的空間を、男子と平等に保障すること
- ・貧困家庭の女子が就学できるよう、経済的補償を行なうこと
- ・「女子が、教育機関でまたはその近辺で自分に向けられたいかなる暴力行為についても完全に安心してかつ秘密の守られる環境で報告できるよう、簡易な、適切なおよび実際的なしくみを整備・広報すること」

これらの勧告の多くは日本についても妥当するものである。日本政府は、報告書作成のために各国を対象として行なわれたアンケートへの回答で、女子教育に悪影響を及ぼす文化的・社会的規範および慣行はとくに存在しないとしており（パラ92）、また男女共同参画基本計画の目標のひとつはジェンダーに関わるステレオタイプと闘うことであると述べている（パラ93）。男女共同参画基本計画の実効性を高めるためにも、特別報告者による勧告を真摯に受けとめ、実行していくことが必要である。

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPOこども福祉研究所

連載第4回

「生活保護世帯等の子どもの高校就学保障」／宮武正明（こども福祉研究所・松山東雲女子大学）

1. 生活保護世帯と高校進学

生活保護世帯の子どもの全日制高校修学が認められたのは1969年である。このことは、わが国において36年前すでに経済的に高校に進学できない世帯はなくなり、経済的に高校進学できない事情のある家庭は生活保護を受ければ高校進学できるようになったことを意味する。しかし、今日全体の進学率97.9%（2006年春学校基本調査、通信制を含む）であり、100%にはなっていない。

この36年間を見ると、ずっと高校進学率が100%に近い県がある一方で、都道府県や市町村によって高校不進学の子どもの5%から1割に近い府県や地域、中学校がまだまだ存在している。この間のさまざまな調査によると、これら高校不進学の子どもの多くは生活保護世帯、母子父子世帯ないしは低所得世帯の子どもの。生活保護世帯の子どもの高校進学率は90%を割る状態がつづいている。

その背景には、生活保護費において高校就学経費は支給されなかったため、生活保護世帯の子どもの高校進学に積極的に取り組まない自治体や福祉事務所が多かったことによると思われる。

そうした制度の欠陥を補う方法として福祉事務所では、生活保護費では支給されない高校就学経費を補充するために各々の子どもが各種奨学金、就学資金貸付を借りる仕組みを使っていた。各種の奨学金・就学資金には成績等の条件があるため借りられない場合があるが、そうした場合は母子世帯に福祉事務所の「母子福祉資金貸付」、その他の低所得世帯に社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付」が用意されているため、なんらかの奨学金、就学資金貸付を借りる方法で、高校進学を実現していた。なお、この問題に積極的に取り組む自治体では独自に生活保護世帯に修学資金を支給した所もあった。

けれども、異動の激しい福祉事務所生活保護担当ケースワーカーが、生活保護世帯に積極的にこうした制度の説明をすることは少なく、こうしたしくみになっていることを知らないケースワーカーも多く、ケースワーカーからの説明がないため生活保護世帯の子どもの高校進学を早くから諦める場合も少なくなかった。まして、大半の自治体で、生活保護を受けていないが経済的に高校進学できない事情のある低所得世帯に「生活保護を受けて高校進学するように」とすすめるような積極的な行政はなされなかった。

このように、制度自体が積極的に高校就学を進めるしくみになっていなかったことや多くの自治体でこの問題に関して消極的な受け止めがあったことから、近年まで「生活保護世帯は高

校進学できない」と思っている中学校教師や民生（児童）委員、「生活保護世帯の子どもは早く働いて保護費を減らすべきだ」と思っている福祉事務所ケースワーカーや行政の関係者が少なくなかったのである。

2、生活保護世帯、低所得世帯の高校進学の取り組みで実現できること

生活保護世帯を含む低所得世帯の進学問題に積極的に取り組み、すでに30年前から県全体の高校進学率が98～99%全国一を続けている富山県では、女性の就労率が高く、生活保護率も全国最低になっているのは、高校進学が貧困の世代継承を中絶させる重要な政策であることを示唆している。

一方、この間、高校不進学者が多く残されてきた都市等においては、高校進学も就職もできない16歳、17歳の無職少年層が形成され、就職できたとしても不安定な場合が多く長続きせず、家庭崩壊等により生活保護世帯になっていくという貧困の世代間継承、貧困の再生産になる事例が少なくなかった。

そうしたことから各地の福祉事務所ケースワーカーは、生活保護世帯の高校就学経費について小・中学生の教育扶助と同様の「教育扶助」を適用することなどの改善を長く国に求めてきていたが、国はようやく、2004年の社会保障審議会専門委員会の検討と意見具申を受けて、2005年4月から生活保護世帯の高校就学経費を「生業扶助」として支給することとしたのである。

私ごとであるが、1969年の前々年に就職して福祉事務所ケースワーカーとなった私は、1968年春中学卒業で「全日制高校へ進学したい」という生活保護世帯の子どもを「全日制は認められない」と昼間働いて夜定時制高校へ通

学することに進路を変更させたことがある。福祉事務所の近くにその子どもの通う高校があって、私の帰宅時とその子どもの定時制高校登校時が重なり、毎日のように顔を合わせる。「1年早く全日制就学が認められていたら」との思いが今も胸に悔いとなって残っている。

定時制でも進学した子どもはまだよいのかもしれない。まわりのほとんどの子どもが高校進学するのに、進学できない子どもの思いはどんなものだろうか。

私がかつて働いていた東京江戸川の福祉事務所では、ケースワーカーたちが中学三年の三者面談時に高校不進学の意向の子らを夜の役所に集めて「中学生勉強会」を開いてすでに20年近くになるが、学力不振、不登校、非行のまっただ中において、教師に聞かれた時は「勉強は嫌いだ」「進学はしない」と告げるこれらの子どものほとんどが、この勉強会を知った日から夜の勉強会に通って、高校進学に希望を見つけているのである。

それは、学力不振のままに社会に出ることの彼らの不安がいかに大きなものであるかを表している。九九ができない、ABCが読めない不安は、実際は若干の援助で容易に解決できることをこの勉強会は長期に渡って証明してきている。

3、生活保護のあり方に関する専門委員会の高校就学の考え方

2004年4月20日、「第10回社会保障審議会福祉部会生活保護のあり方に関する専門委員会」では、生活保護世帯の子ども高校就学について、3つの観点から議論が行われている。

第1は一般の高校進学率との関係の観点、第2は最低生活の保障の観点、第3は貧困の再生産の防止、自立助長の観点で、委員会ではいず

れからも高校就学とその経費の保障を積極的に認めていく方向で検討が行われた。

第1の「一般の高校進学率との関係」の観点について、「1969年」に生活保護世帯の子どもの全日制高校就学が認められたのは、当時一般世帯の高校進学率が80%を超えて急速に上昇したからであった。生活保護においては、地域の一般世帯に理解される最低生活保障の水準として、日用生活用品等において一般世帯での普及率が70%を超えることを判断のめやすにしてきたが、高校進学についても同様の判断によるものであった。

第2の「最低生活保障」の観点について、今日の雇用状況等をみると「高校就学は保障すべき最低生活に位置づけ」てよいとしている。

今日の雇用関係は、かつて中学卒業者が金の卵と迎えられ、職親が丁寧に仕事を教えて一人前に育てた時代とは全く異なっている。今日の雇用においては、即戦力が求められ、どこの職場であっても、どんな職種であっても、就職したその日から電卓、レジを打ち、パソコンを使うのである。瞬時に一定の正誤の判断ができる能力が最低限求められる。対人関係、応対等においてその日から同様の判断力が求められる。一定レベルの生活能力、生活知識、生活技術、社会性が求められているのである。

少年事件が報道されるたびに、そのメンバーの中に行き場のない16歳、17歳無職少年が含まれていることが多いが、今日、学歴、学力のない無職少年を雇用する企業はほとんどない。そうした中で、高校就学を「最低生活保障」の一つに位置づけ、その経費を保障すべきとしたことは、画期的な意味を持つ。

第3の「貧困の再生産の防止、自立助長」の観点について、高校就学の意味を最低生活保障のみでなく、「貧困の再生産防止、自立の助長

の視点に立つべき」であるとしている。

親の生活を見て高校進学希望が持てない子どもの多くは、早い時期から学習意欲をなくして低学力になり、低学力のため進学も就職もできない状態が作られ、結果として不登校・非行が多い地域となつて地域が荒廃し、「貧困の再生産」の温床になってきていた。

これらは、きちんとこれらの世帯の子どもたちに、早い時期から高校進学ができるという情報が伝えられ、必要な援助が行われれば防げることであった。生活保護世帯の子どもだけでなく母子父子世帯ないしは低所得世帯の子どもの場合も同様である。

生活保護世帯、低所得世帯の場合、子どもの高校就学が世帯全体の自立に果たす効果は決定的に大きい。生活保護世帯の場合、子どもが高校卒業後の就職、正規雇用での賞与認定によって世帯の生活保護が廃止になる場合が多い。一方で高校不進学の場合、それらの子どもの多くが途中でその世帯から離れざるを得ないため、世帯の生活苦はその後も続いていく。したがって、単に子どもが貧困の再生産を繰り返さないことだけでなく、世帯全体の社会的自立の観点からも、これらの世帯の子どもへの高校就学援助の徹底が求められるのである。

4、生活保護世帯の子どもの高校就学経費、生業扶助にて支給

前述の「生活保護のあり方に関する専門委員会」において、生活保護世帯の子どもの高校就学経費の支給方法については、次のように検討されている。

義務教育期間に限ってきた「教育扶助」を高校就学期間に延長する方法については、厚生行政の枠を超えて義務教育のあり方について再検討を要することになることやドロップアウトし

た高校中退者が再度教育を受ける場合にどう対応するのか等の問題が生じている。

そのため委員会では、生活保護の実施において今日まであまり活用されてこなかった「生業扶助」を、高校在籍期間を潜在する労働能力の活用の対象とすることによって、世帯全体の自立支援の観点からその子どもの高校卒業後の就労支援計画を位置づけることによって、世帯の申請により個々に支給を決める方法を提案したのである。

この意見具申を受けて、厚生労働省は2005年4月第61次生活保護基準の改定において、

「生業扶助」の一つとして「高校就学費」支給を行うこととした。具体的には、学用品費、通学用品費の「基本額」、学級費、生徒会費の「学級費等」、必要最小限度の「通学費」、都道府県公立高校授業料相当額の「授業料」及び「入学料」、学生服、靴、靴等の「入学準備金」、入学検査料公立高校相当額の「受験料」が支給され、教科書、ワークブック、和洋辞典、副読本図書については「教材費」実費支給が行われる。

支給対象は、「基本額」「学級費等」「通学費」「入学準備金」教科書を除く「教材費」は小・中学生の「教育扶助」と同様であるが、さらに義務教育ではない高校の特性に対応するために「受験料」「入学料」「授業料」が加わっている。なお、私立高校進学の場合の受験料、入学金や授業料については、上記公立高校相当額を超える部分について各種奨学金、就学資金貸付を借りて当てることになる。

しかしながら、残念なことにこれらの経過や主旨が、福祉事務所関係者以外には殆ど伝えられていない。これらの経過や主旨が、教員等の教育関係者や地域の民生（児童）委員、行政の関係者等にきちんと伝えられ、子どもの進学の権利への理解がなされなければならない。

5. 児童福祉施設の子どもの高校就学

かつて児童養護施設、児童自立支援施設等に在在する子どもは中学卒業後すぐに施設から出て自活していくしかなく、その時点で措置は解除された。当時、施設から中学卒業で社会に出た子どもたちは、不安定な就労のため転職を繰り返し、早い結婚と離婚などさまざまな問題に直面していくが、こうした子どもの相談先、相談相手はなかった。この時期、多くの児童養護施設において、施設出身者の貧困の再生産や要養護児童の再生産の事例が見られるようになった。

そうした状況から各地の児童福祉施設において高校に進学させる取り組みが進められていたが、1988年「児童福祉施設は積極的に高校進学に取り組むよう」厚生省通達が出された。この通達は施設の現場において画期的なもので、「特別育成費適用基準」の改正により、高校就学期間の措置とともに高校就学経費を公立高校のみでなく、私立高校においても保障するものであった。一般の高校進学率が90%を超えていたため、この通達以前すでに都道府県によっては特別育成費の一部を当てることや補助により高校就学が可能となっていた所も多かったが、県の補助がないため児童養護施設の高校進学率が20%未満の県も見られた。

また、1995.6年の千葉県「恩寵園事件」では、すでに一般の児童養護施設の子どもの高校就学が80%を超えていたにもかかわらず、入所している子どもに進学の機会を与えず高校進学率が20%未満でしかなかった。そのことをとって同施設の処遇に問題があったことがわかるものであった。（施設内での虐待を子どもたちが児童相談所に直訴し、問題が明るみになった。その後県の指導により施設長等新しい体制

になっている。)

さらに1997年児童福祉法の改正で、各児童福祉施設での措置は20歳になるまで可能と改められ、定時制高校卒業や一年遅れの高校修学などにも対応できることとなった。また、現在では、専門学校や大学進学相談についても積極的にアドバイスすることが求められている。

6. 高校就学と子どもの権利保障

1988年「児童福祉施設は積極的に高校進学に取り組むよう」という厚生省通達も、2005年生活保護生業扶助高校就学費支給改正もこれらの経過とその理由が関係者以外にはほとんど伝えられていないため、今日でも教育の現場で、高校不進学の意思が表明された子どもの場合家庭の経済的な問題ゆえにそれ以上は関わらないとする傾向が見られる。

その結果、こうした情報が子どものまわりにいるおとなたちによって適切に提供されないと、児童福祉施設に入所している子どもたちは、制度として高校進学ができるが、生活保護や低所得の在宅の子どもや施設から在宅に戻した子どもは、むしろ家庭で暮らすことによって進学できない状況が生じることになる。

生活保護制度の実施にあたる自治体と福祉事務所は、高校就学費を生業扶助として支給することとなった意義を把握し、子どものいるすべての被保護世帯とその子どもたちに情報をきちんと伝え、情報漏れによって生じる高校不進学者をなくすように努めなければならない。そのことは、結果として地域に貧困を蓄積、再生産させないことになり、自治体が率先して取り組むべき自立支援策である。また、学校の教職員たちには、貧困であるがゆえに将来に希望そのものが持てない子どもたちが増えている現代であるからこそ、こうした制度を子どもに伝え、

子ども自身の希望をはぐくみ、学習する意欲を育ててほしい。

高校就学の条件の整備とその活用は、子どもの権利条約などに示された教育を受ける子どもの権利や社会的な自立支援を基本とする児童福祉法やその他の社会福祉法の理念からしても、高校進学率が98%に近づいている現代であるがゆえにいつそう重要な施策として認識する必要がある。

資料1. 生活保護基準額表・生業扶助高校就学費一覧

資料2. 東京23区の就学援助費認定状況

資料1 生活保護基準額表・生業扶助高校就学費一覧

2005年4月第61次生活保護基準額改訂により生活保護世帯に高校就学費支給

生 業 扶 養	生 業 費	技能習得費	就職支度費
	45,000円以内 特別基準75,000円以内	66,000円以内 特別基準110,000円以内	28,000円以内
	自営等により仕事を始める時、必要な用具の購入など	職業訓練校等に通って就職のための技術を身につける	就職が決まったが、通勤のための洋服、靴等がない時
	高校就学費		
	費 目	給付対象	基準額
	基 本 額	学用品代、通学用品費	5,300円
	学 級 費 等	学級費、生徒会費	1,560円
	通 学 費	通学のための交通費	必要最小限度の額
	授 業 料	授業料	都道府県公立高校授業料相当額
	入 学 料	入学金	都道府県公立高校授業料相当額
入 学 準 備 金	学生服、カバン、靴等	61,400円以内	
受 験 料	入学考査料	都道府県公立高校授業料相当額	
教 材 費	教科書、ワークブック、和洋辞典、副読本的図書	実費支給	
災害時の学用品費の再支給		月額 26,500円以内	
災害時の教科書等の再支給		26,500円に加えて教材費として支給対象範囲内で必要な実費	

資料2 豊かさの底辺／東京23区の就学援助費認定状況

23区名	1989年				2005年			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	認定者数	%	認定者数	%	認定者数	%	認定者数	%
千代田	51	1.2	23	0.9	198	7.0	76	6.9
中央	573	11.8	265	12.0	620	13.9	243	19.6
港	1,070	12.4	517	13.8	1,218	22.1	537	32.3
新宿	1,732	12.3	1,041	14.4	1,709	21.1	818	27.8
文京	849	9.0	525	11.0	969	14.6	435	19.9
台東	837	9.2	543	11.1	1,638	25.8	768	32.5
墨田	2,158	16.6	1,447	20.1	3,207	35.4	1,484	40.2
江東	5,315	20.8	3,254	25.2	5,131	30.8	2,402	36.3
品川	2,940	15.7	1,868	20.4	3,176	27.5	1,366	31.4
目黒	930	8.0	577	17.8	893	10.5	452	16.0
太田	6,496	17.3	3,780	19.3	8,058	28.6	3,402	32.6
世田谷	3,507	9.1	2,567	13.3	3,989	13.4	1,871	19.2
渋谷	989	10.9	587	13.2	1,212	24.0	504	29.3
中野	2,728	18.0	1,364	17.8	2,234	23.4	958	26.9
杉並	2,443	10.0	1,564	12.4	3,791	21.9	1,569	24.5
豊島	1,128	9.8	701	9.8	1,384	20.1	676	26.4
北	2,643	13.5	1,940	17.2	3,451	30.6	1,595	34.8
荒川	2,049	21.1	1,343	27.1	2,294	32.0	1,067	37.4
板橋	5,760	10.2	3,496	21.9	7,815	35.9	3,573	40.3
練馬	6,340	17.5	3,464	17.9	8,572	25.5	3,820	29.0
足立	7,719	19.2	5,594	23.8	13,631	41.3	6,140	44.0
葛飾	5,578	22.2	3,676	27.5	6,282	29.8	3,129	35.7
江戸川	6,685	18.1	4,149	18.1	11,986	32.1	4,889	34.9
23区計	70,520	15.6	44,285	18.5	93,458	27.4	41,774	32.2

／認定基準は世帯の収入が生活保護基準の1.1～1.25の範囲で各自治体で異なる
 ／各年とも東京23区の統計資料により筆者が作成